

## 松本市食品安全懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 消費者、事業者、生産者及び関係行政機関が食品の安全確保に関する情報交換を行い、相互の協力と理解を図るとともに、食品衛生思想の普及を図るため、松本市食品安全懇話会（以下「懇話会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食品の安全確保に関する施策についての意見、要望に関すること。
- (2) 食品の安全確保に関する情報交換及び相互理解に関すること。
- (3) 食品衛生思想の普及に関すること。
- (4) その他食品の安全確保に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者の代表
- (2) 事業者又は生産者の代表
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉部保健所食品・生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。